

奈良市議案第116号

## 和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年2月2日午前8時30分頃、奈良市富雄北三丁目地内において、本市の公用車の車体下部から路上に漏れたタービン油を踏んだ歩行者が転倒し、骨折等した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成26年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 9,682,276円